

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號五第 卷六十第

行發日一月五年二十正大

## 論叢

相續税の經濟政策觀

法學博士 神戸 正雄

階級に就いて

文學博士 高田 保馬

價値の類型と個性

法學士 恒藤 恭

モン・シの社會改造哲學及び連帶思想

文學博士 米田庄太郎

本邦自殺の男女別

法學博士 財部 靜治

## 時論

税法の新改正を論ず

法學博士 小川郷太郎

發明と國力

法學博士 山本美越乃

## 說苑

水戸烈公の穀物政策

法學士 本庄榮治郎

中世末期に於ける村落の結合を論ず

牧野信之助

## 雜錄

炭鑛労働者の生計

法學博士 河田 嗣郎

簡易平均法に就いて

經濟學士 岡崎 文規

## 中世末期に於ける村落の結合を論ず(一)

## 牧野信之助

小序 一筋の清流に濁水が注入した場合、その珠玉を隠れた本幹は、忽ちその分量に比例して漸次變化される。斯くの如く幾つかの流を受け入るゝに従つて、その幹流の本末は、如何に格段な色度の變化と量の増加とを示すことであらう。

我等は各國の歴史を通觀して、その各時代の發達を檢討する時、亦此と同じやうな現象を觀る。外教の渡來、律令の制定、武家政治の開始、遠西文物の傳播、鎮國令、立憲政體の確立など、それが外國の影響であるか、若くは民族の自覺であるかを問はず、それは一の時代として區別せられ、或は鎌倉時代、或は明治時代などと呼ばれる。我等はそれを大局から觀た便宜上合理的の名稱として異存を稱へる積はない。又時代と時代との間に新舊交錯の過渡時代あること、例へば四季の推移の間にそれ／＼春とも夏ともつかぬ時があるのと同じであることにも、猶更異存は無い。

然し今少しく各時代相の展開を綿密に調べるならば、研究の對照によつて、左様に簡單に參るものではないと考へる。我等はこの小篇に於て細々しい地方の史料を並べて一の歸結を得やうと考へた時に、痛切に感じたことは、夙く先輩の論及し盡されたことではあるが、文化の發達は、それ程滿遍に育ぐまれるものでは決してない。源氏、榮華物語で以て、單に平安朝の京都だけの生活を現はすことすら無意義であることは、言ひ古されたことである。勿論我等は律令が確立された爲めに、例へ表面的であるにせよ、その時代の前後に非常の相違を觀る。我國民にそれを受け入れる素地の分量が、それ程あつたか無かつたか、それ程問題にはしないにしても、又天主教の渡來が、それだけ安土、桃山時代の文物に影響したかは餘りに明白なことである。

然し我國民は如何に模倣性に富んでゐるからと云つて、之を感受する條件が具備せなければならぬ。又或者は批評的に觀て必ずしも無條件で強制的に受け入れられることはない筈である。兼ては模倣心はあつても、その能力に達しない多數の民衆があることを忘れることは出来ない。旁々一度受入れた習慣を、容易に脱しないもの、多いことを考慮したい。我等が握む地方史

のフイムルは、左様に鋭敏に同じやうな速度で發展しつつ、舊衣を脱ぐに急しい光景を示して呉れることは寧ろ稀である。殊に凡そ近世を境界としてその前後には非常の差異を示すのである。

我等は管々しき序言で紙面を奪ふことを恐れる。唯主張するところは、あまり中央の史料本位、殊に政治上の立場から、各時代といふものを堅く運命付けられたもの、様に考へる一の史風を、特に庶民階級を主體とした歴史研究の場合に、引合せることを避けて欲しい爲めである。

**概言** 我等はこの小篇に於て、我國村落制の發達の一部を闡明しやうと考へる。

普通中世と呼ばれる平安朝、若くはその序幕としての奈良朝から、安土、桃山時代迄、地方には莊園の制度が行はれて居つた。その制度が種々の原因から崩壞した時期を中心として、その後には亘つて、例へそれは自衛的であり、又消極的であつたことは云へ、利害關係を共にする村落が種々の方式の下に、堅き結合——一種の自治が行はれ、實權は長老、神主などの手にあつたことは云へ、村中「惣」の名を以て、或は規定を作り、或は契約を爲し、時に過激な方法を執るに至つた。

恰度此時期には西歐の「ハンザ同盟に類似した自由都市——堺、山田などの出現が、國史の上に一段と興味を惹かせることであるが、本題の村落の結合は、もとより都市と村落と云ふ上に、そこに生活してゐる庶民の感覺も異なることであるから、同一であると云はない迄も、矢張同一類型の下に發現したものだとは迄は考察し得らる。而して我等の管見では、後に江戸幕府の村落自治は、多く彼等自身組上げた結合法を轉廻去勢し、その作り上げた危険な分子は嚴禁して、中には

反つて幕府の手に收めて、彼等を制禦する方法に逆用したのもあると思はれるのである。

### 莊園治下の村落

律令が公布實施せられ、然も早く、他方にありてはその田令の上に定められたる土地有制が崩壊せられた平安朝の中頃にあつては、これより先き既に聖武の御宇、私有地永代所有の許可令があつたのと相待つて、地方の經濟界は逆堵すべからざる混亂に陥つた。

物語に描かれた風流は、強て地方に對して眼を閉ぢた宮廷生活の一齣に過ぎない。我等は議論を進める順序として、餘りに言ひ古された所例ではあるが、寛和から永延の頃尾張の國司であつた藤原元命が、非法の官物を掠取し、濫行横法を事とした三十一箇條を數へて、郡司、百姓が官裁を請ふ爲めに捧げた愁狀を檢する時、よし訴狀、愁狀の常として誇大されるを常とし、相當割引をして考へなければならぬにしても、地方政治の一面は紙上に躍如たるものがある。もごより政事の事は、法にあらずして人にあり、當代能吏傳に掲げられた人も少くないであらうが、概言すれば、地方村落の百姓は思ふが儘にその人權を蹂躪せられつゝ、塗炭の苦を受くるものが多かつたこと、思はれる。

此時代、所謂權門勢家社豪族の手に莊園が盛行せられることになつた。我等は地方の社會を眺めて、之を莊園時代と呼ぶのに躊躇しない——莊園の或者は守護不入であり、若しくは國稅、附加稅の免除を特權として居つた。即ち、國家の權能の及ばぬ土地が、所在に散在しておつたことである。然らば莊園治下の農民の生活は如何の狀態であつたか。

我等は時代と事實とに對して、あまりに斷片的な僅かな記録と文書とを辿つて、總べての庄園を總括した議論を作すことを避ける。然し各時代を通じて、頗る緩漫な變化こそあれ、史料を通じて、これだけのことは云へる——假りに悪吏の暴政から遁れて一莊を形作つたとしても、その多くは前門狼を防いで後門に虎を進められた類である、實簡集、百合文書、東大寺文書、興福寺文書などで稍まとまつた概念を得られる各地庄園の内部——部落民の生活は、瓦礫の下に拉がれた雑草その儘の感がある。其は江戸幕府の時代にしても、領主、代官の異なるに従つて、その政治に相違があるのと同じであるが、それとしては此等の文書に絶えず出て來るものは恐ろしく僻んだ感じのある部落民の莊官に對する弾劾文である。但しその弾劾文たるや、十中八九迄は哀訴狀である。頗る意氣地のない態度で愁嘆を並べたものである。而して猶公平に觀察するならば、庄内には本所、本家の居を構へるものは通例無かつたことから、所謂悪黨と稱せられたる浮浪の武士、衆徒などが最もよい隠遁所として、時に庄民に左擔しつゝ、反つて庄官に横車を押すやうな事も少からぬことであつた。

次に地域上から庄園と云ふものを考察するに、それは何も支配上の地理的一區劃として定まつてゐる次第ではない。英國經濟史に見える、マノールの標本のやうな個所は、我國の場合、一庄としてどう何處にでも存在したものではない。鎌倉時代の初葉、高雄神護寺の所領として有名であつた、若狭西津御庄は、本據は今の小濱港の北東に近接してゐるが、浦傳ひに岬角を廻る數里

田烏浦亦飛び離れて、西津御庄の名稱を冠したことであつた。人文の發達未だ幼稚なる時、斯く離れた兩地は、例へ同一庄の名稱を有つにしても、その享有する利害關係は、地域的には相違がある。従つて庄園とは云ひ條、一つ一つの部落である場合には、例へ弱いながらも、その必然の要に迫まられて、消極的に早くから何等か結合の方法が案出されるのを見る。

東寺百合文書によく見える若狹太良庄は、小濱港東郊猫額の地で、小部落はいくつか點々してゐるが、大體に於てまとまつてゐる。建武元年八月、その庄民東寺に申狀を捧げて代官脇袋彦太郎の亡狀十三條を數へ、その交迭を迫つた場合、その箇條書の中に代官が庄内在家一字を破壊して、之を城廓に使用したことを擧げて「御領内在家作重之事、御領繁昌源也、然而無是非被<sub>二</sub>押壞間之條、御領破壊之基也」として、一味神水に及んだことを述べ、五十九名の庄民が連署した起請文を附してゐる。茲に「御領」と云つてゐるのは東寺に對する他所行の言葉であつて、即ち「自らの部落の爲」であることは云ふ迄もない。

又高野山寶簡集によると、正和四年十二月附、紀州神野、猿川、眞國三ヶ庄々官連署の起請文に、十ヶ條の掟を出してゐるが、中に他庄狼籍事の條には他庄の輩の亂入を警戒すること頗る嚴重に、住人庄官の中一人でも不聞の由を以て争があつた場合には、決して許容せぬよしを誓言した。此即ち一庄としての立場を明確にして、當時有勝ちであつた、境界論を避けやうとしたに外ならない。

我等は本論に入りかけやうとして、猶茲にいくらか鎌倉時代の史料を引用することを許容して頂きたい。其は近江八幡町の西、島村大島、沖島神社に所蔵してゐる庄園關係の文書である。

その中弘長二年十月十一日附のもので、文書の裏には庄民十五名が覺束なき自署名と花押とを並べ、本文には

敬白 在隱規文事

返雖、此等之不思議之、惡口輩者可被追却、御庄内、兼又云妻女子息若村を千萬被致惡口者、小屋も可拂、燒者也、

右守種々規文之旨各可寒惡口不思議、何規文之旨如件  
と述べてあるもので、大要は庄の惡口者に對する制裁を、一味同心して定めた掟書である。而してこの隱規文の稱は、庄官側に對して、庄民の秘かに作つた掟の謂であらう。

又永仁六年六月四日附で、神官、村民一味同心の起請文の示すところによれば、供祭用の江利を中庄々官百姓の爲めに切捨てられたのを訴訟せんとして、若し一味より免れ、又は返患をなすものがあつた場合、庄家を追放すること、定め、大小神祇に誓つたことである。更らに附言して、若しこの沙汰に異事出來の時は、一同の沙汰たるべしと云つてゐる。猶此種の定めとしては、文  
永七年十一月二十二日附で、事件を逸してゐるが「奥島百姓等一味同心事、君此旨そむきかへり  
ちうおもせん者ニ於テハ、在地ヲ可追者也」とある。更らに時代は少し降下するが、康永元年二

月日、兩庄村人等衆議日と題する決議文があつて、中庄の某が、當庄供齋の江利を切上げた爲、兩庄神輿を振つて庄境に發向したが、某は一向に陳謝したけれども許さない、漸く惣追捕使の口入で神輿を歸入し、將來を嚴戒したとある。此は明らかに、庄民の衆議決行の一件を録したものである。

斯して我等は、若し年號を逸したならば、或は中世の末期のものではあるまいかと思はれる、此等の一地方の些細事ではあるが、鎌倉の至賢町初期へかけての史料に、兎も角蠶々として、庄民の結合と云ふことが起りつゝあつたことを知り得るのである。

中世も段々末期になつて、應仁、文明あたりを境界として、村落の結合は著しく目立つて來る。その史料は非常に豊富になる。その内容は前述した鎌倉、若しくはその以降のものに比して別段相違を見ないものもある。否をつくり同じやうなものもある。但しその形式は種々の型を以て發現した。山田に三方衆があり、堺に町老衆があり、其等の下に組織井然たる自衛的團體があつて、自治體の都府が出現し、如何なる溢れ者も、手出しをすることが出来なかつたその時に當つて、期を同じうして、多くの村落は、それ／＼平常事無きに當つては、平和的ながら而も鞏固な諸種の村規約を作り、一朝有事領主の保護が及ばない場合などには、頗る過激的な申合の下に、一部落擧げて生死を共にするまでの盟約を神明に誓ひ、亦共同の利害を有する部落があれば、それぞれ聯合して會議を開き、それが場合にありては、一郷乃至一郡に及んだことである。



近江の概観 我等は以下各論に入らんとして、可成多く實例を列擧し、然る後綜合的考察に及ばんとする。而して自己の便宜上、その史料を多く近江の各地方に求めた。故に此論文の立場から近江は如何なる國であつたかを概言する——奈良朝以來、大和諸大寺の所領として多くを占められたこの國は、平安朝の末葉から、延暦寺と佐々木氏との勢力地となつて、その地理的外貌とは反對に、統一がつかず、遂に室町に入つてからは一層甚しい分裂状態に入つた。それでも信長の投じた双六の采子は、先づ安土山に擲たれ、秀吉以下それ／＼所在の地に武斷的政治を布くに至つた。元來がその地域は畿甸の外帯とは云ふものゝ、文化染浸の程度は大和、河内など、大した差別を見なかつたことであるが、一面には何分にも國の大部は常に四分五裂して數百年連續して同一守護家の保護を受けたと云ふやうな事例に乏しいのであるから、各部落の住民は、どうしても對内對外とも、自衛的の規約を結んで、その存在を維持する必要がある、換言すれば、随分早くから一種の自衛策を案出せなければならぬ程、互に接觸しつゝあつたことである。

村規約の制定 精簡深淺の度は別として、利害を共にする一村、若しくはそれ以上の數ヶ村が多少の利己的自由を没却して、一の共同規定を實施すると云ふことは、如何にしても國家の法令が公布されて幾分なりとも、その適用の精神を會得した後に現はれる現象であらう。此觀察點よりすれば、近江の地方部落に發現した中世末期の私法は頗る法的訓練を経たものと云へる。我等は

先づ順序として最初平時常態としての村規約の成立を叙述しやう。

近江蒲生郡今堀の共有文書は、此等の事例を有すること多く、亦割合に早い時期のものがあるその初見の一、文安五年十一月十四日始之とある衆議所定には

一、寄合(簡)ふれ二度仁不<sub>レ</sub>出者五十文可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>答者也

一、森林木なへ切木は五百文宛可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>答者也

一、本草は百文宛可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>答者也并くわの木一切物かきは一つなるべき者也

の四ヶ條を擧げてゐる。その共有社地である、山林盜伐に對する制裁は暫く措き、會合に關する制裁などは、可なりに進んだものと考へる。而して半面には、會合、衆議を以て事を決することが頻繁に行はれて居つたことをも想はしめる。次に長祿四年十一月一日附の掟では、神事に關するも

(旅人)

の三條の外「タヒウトヲクベからず」の條があつて、よく戰國時代の自衛策を髣髴せしむることであり、又外部から種々の名目の下に入村するものを禁じ、自由に未進、無下地の耕作を遏めた延徳元年十一月四日附の地下掟と題するものは、十九ヶ條を敷へ、その多くは神事に關したことであるが、然も請人なき他村人の移住を嚴禁し、その理由は明かでないが、犬を飼ふことを禁じ、最後の條に「一、堀ヨリ東ヲ屋敷ニスヘカラス者也」とあるのは、想像を許さるるならば、その堀が一部落の區劃——非常の場合の防禦線であつたかも知れない。

次に文龜二年三月九日改めのものには、共有社地の盜伐に關する制裁を主としてゐることであるが、掟に背いたものは、地下人は出仕同座を停止し、後家、孤族は在所を追放し、亦堅くその地

を他村に賣却しないこと、定めてゐる。此事は前條延徳元年の文書にも大體同様なことが見え  
「村人は村を可<sub>レ</sub>落<sub>レ</sub>村人ニテ無物ハ地下ヲハラウベシ」とある。次に永正十七年十二月二十六日附  
のもの、近世江戸幕府時代になつて、津々浦々あらゆる方法を以て宣傳された、五人組法規の  
前書に酷似したもので、共有社地に對する禁制一條を除いたならば、若し年號を逸した場合、  
誰か一應近世のものだと思はぬものがあらう。以下條々を列擧すれば、

一、於<sub>二</sub>諸堂、宮、庵室<sub>一</sub> (博奕) 諸勝負堅禁制也

一、於<sub>二</sub>ニハクチノ宿井ケイセイノ宿者、任<sub>二</sub>先規掟ノ旨<sub>一</sub> 不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>同座<sub>一</sub>也

一、(略)

一、菜地畑ニテソキ草、ヨセ土者停止畢

一、萬之作毛號拾ト猥事停止畢

これである。

弘治二年改のものも、猶前條に近いもので、泊客を禁じ、如何様の用事に關せず、無案内にて  
入村を禁じ、博奕、喧嘩を禁じ、亦「さうや<sup>(カ)</sup>のはきかへ科は十このすみ一ツ、あしこのはきかへ  
十このすみ二ツ」の一條あり、「さうや」の意は明かでないが、「あしこ」は足子で、所謂天秤棒を  
肩にしつゝ諸國を行商した小賣人足の意である。此村早くより商人の一根據として、出で、四方  
を潤歩したところであるが、それにしては餘りに、自己の村落の團結をのみ計るに急であつたのを  
思はずにあられない。降つて天正以降になつても、その定むるところは農事本位で、格段の相違

を見ない。その天正十六年七月十一日附のものは穀物窃盜の場合の制裁、及び穀物などを運ぶ場合、その時刻は六ツ以前を退めてゐる。これ窃盜を豫防する爲めの方策である。この文書に始めて、今堀惣分として一の花押を劃してゐる、恐らくその長老の代表者によつてなされたものであらう。

然もそれは衆議であることには相違はない。その翌々天正十八年の掟目は、少しく従前の所例と異り、頗る概括的に、その「物中定」の無意義でないことを裏書させてゐる。即ち

一、何事も地下我人々ためにあしき事いたし於在之者、きいたし次第にそうふんかたくし

つけ可仕事

一、諸事申合候義多分可付事

此きわめ之時出さるともからはくせ事同者たへき事

右定おきめ如件

天正十八年十月六日

今堀惣中

平次郎左衛門

浄 慶(花押)

道 順(花押)

五郎右衛門

つゞへるものである。

その以降慶長、元和、寛永と云へば、政治上格段な變動を見た時期であつたが、その間の日附で残された猶敷通の掟は、その内容殆ど前數例を繰り返へすに過ぎない。但し投票を以て事件解決の一方策とすることは、當時既に慣例であつたと見え、「卯（元和元か）十一月十九日の日附を持つた村民の連署狀によれば、叔種の盜難事件があつたに付き、被害者之を惣中に届けたるを以て日を期して嫌疑者の入札をなさんとし、投票に遅るものは家族を擧げて成敗すべく、亦同人犯人が明かにせられない迄も、當つた者は曲事と心得、一言の仔細をも言はぬと云ふ誓約をしたことである。勿論その決議事項は甚しく不合理であるけれども、衆議を重ずる意志が頗る徹底されてゐる。

猶同地方に於ける、いくつかの部落の同じやうな村掟の例を附加へて、唯一部落丈けの特例でないことを示すならば、蒲生郡大森の共有文書で、天正十一年十一月吉日附「大森惣中究也」と書いたものに、五ヶ條を列擧された中

- 一、よろづさい所(在)あしくかく(惡)べからず事
  - 一、大森、鈴村のうち(在)あく(惡)ぎやく(逆)の案内者仕間敷候事
  - 一、萬に付而惣中(嫌)きはれ候事仕り間敷候事
- の條々があつて

右之條々定、起請文三箇年の間たかい相まもり可申候、此起請文をむき候者有之ハ、此きしやう文の御罰(深厚)しんかうにまかりかうむるべき者也

と誓言してゐる。同村の天正十三年六月二十八日附で惣分としての定置目は、個條は七ヶ條に亘つてゐるが、前者とは無關係に、専ら耕作地に於ける制裁を主とし、窃盜の防遏に力めてゐることである。同郡岩倉の共有文書文祿三年三月二日附惣年行事二名の代表花押を劃した條々は、第一、會合不參の科料、第二在所の目明及び惣中置目を破つたものは地下破門、第三は在所の使節萬一下シ人に立つた場合は、その跡目は充分の保護を加ふるを約した。此等は随分と一面村落としての鞏固な結合を語ると共に、表面平和的ではあるが、その用語用句に暗示される如く、斯る措置を執らなければならなかつた理由をも、看取することが出来るのである。

而して如何に此種類の置目が、何等の變同なしに嚴肅に傳承されて來たかについては、甲賀郡北脇共有文書天明六年八月二日附「神文之事」に、作物を重すべきこと、野荒しの防遏について、頗る精細な定めをなし「右之條々村中一統に立會、於三五戈二限に銘々印形仕候上者、定之通於三相背ニハ神明之罰を可蒙者也、北脇村惣中」とし、猶村役は役給の外私欲あるまじきを誓ひ、疑敷場合には神水を呑み神罰を蒙るべしと云つてゐる。それに附加された起請文附午王紙は、今現存するもの、猶元祿元、三、四、安政二、萬延元、慶應四年度の數通を存してゐる。江戸幕府時代を通じて——而も舊習のまに／＼嚴守されておつたことが明白である。

檢地と村規約 次に平和的の事業として、彼の信長の後繼者秀吉の手によりて、各國平定毎に劃一的に行はれた檢地は、我社會史上の一大變革であつた。斯して苟も土地を所有して居る限り、

如何なる村落でも、當時檢地の記録を殘さざるはなかつた。そして從來の不正確なる地積を釐正し、大體に於て從來の庄の範圍を小單位に分け直して、一村落としての所有地の全面積(石高)を定むることを主眼としたから、これについては、是非共一村としての誓約、内規が作られるのは極めて自然の要求であつた。而も丈量の結果如何によつて、一村の負擔確定し、村民としての安危こゝに岐るゝの瀬戸際であつたから、中には随分と思ひ切つた一村の決議を見ることが少くなかつた。

前出今堀村に於ける初度の檢地に、天正十一年霜月十三日附で、惣分として九十名の者が一々自署花押を劃した「定訴訟の事」によるに、

一、めん間之事(免)

一、十四反せに之事(後)

一、升斗どりの事(ハカリ)

の條々を列擧し、

(條) (訴訟)

(同) (家)

(味)

右三かちやうをせうかなわさるにおいては一とうにいゑをあげ御事はり可申候者也若一みに仕不申物在之ハ惣分より事はり可申候仍定置目如件

と見えることであるが、これ丈量、斗代等について訴訟しその旨を一味合議したる置目である。

此問題については、我等は先に兩三回太閤檢地、若しくは之に連關した題目で評論するところがあつたから、以上の一例を以て打切ることとし、次に恰もこの時期に屢々現はれて來る、部落

内に於ける隣保組合の組織について、瞥見しなければならぬ。

隣保組合規約と村規約 隣保組合の思想は遠く支那にあつて、早くから我國に傳承せられ、其が種々の必要から、中世末に至つて發達し、遂に近世になつて、江戸幕府治下の特色と稱せらるゝ迄、廣く行はるゝに至つた徑路は、既に諸先輩の研究によつて明らかとなつた。而も上述の如く一部落として鞏固な結合が成立した上に、更らに強て隣保相組む必要の那邊に存したか。況んやその組合の成立時期、理由と云ふ様なことが粗々明かである例を取つて見る時は、更らに從來の村として、亦新規の組合としての二重の同様なる規約を存しつゝ、實際には、組合の方は表面的丈の觀があるものも少くないことであるから、幾らかの例外を別にして、多く領主代官の干涉で他動的に成立したものであることは疑を容れない。今堀村の例で、紀年を逸してゐるが、前掲天正頃のものと同じく、(これもの)社地の森林盜伐等竊盜禁止に關する掟の中に、「今堀村惣中置目之事」として「一、七人組に仕上者(これもの)徒者於有之へ、組中としてあらため、惣中披露可仕事」と見えるが、然も同時に屢「惣中」として同様の規約が結ばれたことである。猶同郡一式村の元和九年置目には、舉村組合加判の上は、組中の者竊盜の際に組中として惣中と相交渉すべく、之を隱隠せんか、組中を盜賊として認むべきを約し、組に加入しないものは、萬一の場合組外れとして、惣中その權利を認めないことをも定めた。天正十九年の檢地に、今堀惣分として出した七十四名の連署掟目には、その一條に明かに「御代官より被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>御年貢米之事、地下人内うけ狀仕候上者、自<sub>レ</sub>前



(走) はしり候者見かくし候者、となり爲三三間「御年貢納所可仕候」とあつて、隣三間の所謂五人組は年貢納付の共同責任を負擔されたことを示してゐる。此等の例は、管見ではその組合の萌芽が「村中惣」の以外に或必要上生じたのであるかも知れない。若し然る場合には結果に於ては領主代官側が自己の便宜の爲めに逆用した趣が明かに看取されると思ふ。

以上列擧した事例の總括的考察の結果は、今堀村の場合にしても、文安の衆議と寛永の置日との間には、百七八十年の距りを觀、更らに後出の鎌倉時代中葉の衆議をも見ることであるが、その間何回か出された掟書の内容は、その個條の多少により、若しくは特別の必要に迫られたことなどの場合があつて、いくらか異つて居るもの、然し始終前後を轉廻し繰り返してゐるのである。そこに我等は根強い自治の萌芽、村落結合の自然の要求が看取されること、思ふ。もとより領主の干渉——平和の曙光が搖曳し初めた、安土、桃山の頃から、諸領主はそれ／＼その鞏固なる財政策を確立すべき必要上、民政に努力して諸種の方策を籌らし、一村(乃至その隣保組合)を單位として、共同責任を背負せたことから、村方としても、この退引ならぬ注文に對しては、必然的に對應策を執らなければならなかつたが故に、村掟の中にはこの理由から、止むなく誓言された個條も少くなかつた。檢地などの場合の村定は、殊更斯る外的衝動が直接原因となつたことを明暗せしむることである。然し前掲の多くの個條を猶よく熟讀するならば、決してそれは唯領主側の意向丈けが主因となつて、總て成立したものであるといふことが諒解せられるであらう。